

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、措置の内容、の見直し	措置の内容、の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0120210	暴力団欠格審査に関する調査手続の合理化による入札参加者の負担軽減			入札参加者に対する暴力団調査手続は落札事業者に対して実施することにより、負担軽減を図る。	公共サービス改革法の適用に際し、暴力団排除のための調査を行うよう通知が示されているところであるが、調査手続は極めて詳細であり、自治体だけではなく入札参加民間事業者にとっても入札の度に詳細な資料を作成するのは手続的負担が大きいことである。同通知は、すべての入札参加者に対して暴力団調査手続を実施すべきとするが、暴力団排除の趣旨を達成するためには落札事業者に対して調査を実施すれば足りるのであり、またそうすることで多くの民間事業者から作業負担を軽減させることにもなる。同通知については自治法245条に基づき技術的助言とされるが、暴力団調査手続手続に関する通知以外の他の要領によることも可能であること明確化するが、あるいは同通知を改め、前述のように手続を簡素化すべきである。			競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第9号、以下「法」という。第10条第4号及び第6号から第9号までには、暴力団排除に関する規定(以下「暴力団排除条項」という。))が整備されており、警察では、当該規定の実効性を担保するため、実施機関から暴力団排除条項の該当性について調査を受けている。照会を受けた場合は、各種調査を実施する必要があり、実施機関への回答までに最長で30日を要することとなる。このため、落札者決定後に当該落札者について照会を受けた場合には、その時から最長30日の期間が必要となり、また、当該落札者が暴力団排除条項に該当しない場合は、再度落札者を選定し、その者に照会する照会期間が必要となる。落札後から契約までの期間が長期に及び可能性があるが、落札後に照会を実施することについて、法を所管する内閣府が問題はないとの見解を示し、また、実施機関が以後の入札スケジュールに支障をきたすおそれがないとする場合には、警察としては、落札者決定後に当該落札者に限定して暴力団排除条項該当性の照会を受けることについては問題はない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。	ご回答趣旨については理解し、また現行通知に基づき事務要領にも所要日数抑制という点で一定の合理的根拠があることも理解したところ。このため、入札者に対する確認(要領)を維持しつつ、このほか、落札者に対する確認(当初提案内容)を選択肢として追加した点については、実施機関が以後の入札スケジュールに支障をきたすおそれがないとする場合には、落札者決定後に当該落札者に限定して暴力団排除条項該当性の照会を受けることについては問題ない。							3 0 0 3 2 0 0	市場化テスト推進協議会	警察庁内閣府
0120220	警察と連携して生活犯罪を防止	刑事訴訟法第199条	刑事訴訟法第199条等の規定により捜査権は、警察官、検察官等及び特別の事項について職務を行う特別司法警察職員等に限定されて付与されている。	警察官の指示のもとに、市町村職員にも特定の事項について捜査権を付与する。	凶悪な犯罪が増加する一方、ゴミの不法投棄、公的給付制度の悪用(不正受給)など、地方行政分野での犯罪行為も増えている。これら事業は捜査行為であるため、犯罪捜査の必要性が生じる場所であるが、すべての事業を警察が取り締まるとは困難である。よって行政側の関係部署職員が、当該事業に係る警察官の職務執行を補助することができれば、より効果的な捜査、予防措置になると同時に、警察においても負担の軽減につながる。よって凶悪な不法投棄対策に集中できるように。そのため、市町村への派遣を受けた警察官の指示のもと、行政職員が違法行為の現行行為、制止行動、関係人への聞き取りなどを行えるように、悪質な場合は司法処分につながる体制づくりが必要である。例えば、ゴミ捨て場では「目」目より遠慮行為禁止条項が掲げられ、密引行為等の規制が強化されることになっているが、この取組の一部を本市でも行うことができれば、条例より効果的に機能させることができるのではないかと考えている。そこで、刑事訴訟法第199条の特例として、特区認定市町村においては、密引の警察官より警察官の派遣を受け、その警察官の指示のもとに、市町村職員にも特定の事項について犯罪捜査に従事できるとし、警察官と連携して地域の安全・安心度を高めるようにしたい。当面、先に挙げた照所等例の不正受給の取組を想定している。			捜査活動は人権に関わるのが大きいので、刑事訴訟法上捜査権が付与される者の範囲は、警察官、検察官等以外には、警察官の配置、及びその捜査権行使が確保、行政職員が職務遂行上犯罪発見の機会が多い特殊知識を利用するのが捜査上便宜である場合に限定されている。したがって、そのような事情が認められないにもかかわらず、「警察官の指示のもと」とし、司法警察職員でない者に刑事訴訟法の特例として捜査権を付与することは、刑事訴訟法が特別司法警察職員を特定の者に限定している趣旨から適切でないと考える。また、行政職員はその職務の範囲内で警察官の職務執行を補助することは可能であることから、「具体的事業の実施内容・提案理由(第3段落)」までは、現行制度の特典の範囲内においてもある程度実現することは可能と考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。	貴庁の回答では、現状において警察官、検察官以外で刑事訴訟法上の捜査権が付与される条件は「警察官の配置、及びその捜査権行使が確保、行政職員が職務遂行上犯罪発見の機会が多い特殊知識を利用するのが捜査上便宜である場合に限定されている」ということであるが、市役所においてはこのうち「が」が当てはまるものと考えられる。つまり、捜査権等の不正受給や、ゴミの不法投棄等であり、正に市において犯罪発見の機会が多く、専門知識も有しているものである。よって、提案のとおり特定の事項について所轄警察官の派遣のもと、派遣された警察官の指示に基づいて捜査行為が行えるよう要望する。						1 0 0 4 0 0 0	華加市	警察庁法務省	
0120230	外国人入国の規制緩和			お見合いのために入国する外国人のためのビザを新設する。	近年国際結婚が増え、日本の少子化問題も鑑み、日本人と外国人のブライダル事業を活性化させるべきではないでしょうか。現在、在留資格で日本に入国するには「種類」のビザがありますが、ブライダル目的で入国するには対応が不十分です。観光ビザで入国し、適切な結婚してから、再入国するのが現状であり、ブライダル事業の大きな障害となっています。ならば、1つの目的に対し、2度もビザを取らなければならないというのは日本にとっても外国人にとっても高コストです。なお、スポーツ選手などが日本に入国してから逃げ、不法就労者になってしまう現状を踏まえ、危険性を防止するために、日本側受け入れ先を歴史のある寺院・宗教法人法成の昭和18年に成立した宗教法人や実績のあるブライダル会社(設立から18年以上経過)に限定し、認定することにより、受け入れ側の居場所のはっきりした、お見合い会場も明確なものに限りビザをおおすようにする。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、本件要請の御趣旨については、現行の制度で対応可能であると考える。									1 0 1 2 0 1 0	個人	警察庁法務省
0120240	田舎暮らし外国人誘致特区			沢山の外国人が第2の人生を過ごす際に、四季があり、安全で水が美味しい日本において永住し、もう一つを目的とする。[居住権]取得の条件緩和をすることにより外国人入国を積極的に行なう。	[永住権]の軽減を以下のとおりとする。 日本へ訪れた回数10回以上かつ日本への通算滞在期間70日以上 全国から申請があった市長村に限り住居できることとする。 [結果]過疎化の村に新たな人材をいれることで活性化し、異文化コミュニケーションが生まれ地方の元気を取り戻す。また、外国人を誘致することにより、スーパーなど生活関連施設の充実し地域活性化となる。 外国人は、充実したセカンドライフを日本で過ごすことで新たな活力を得る。 [受入体制]日本で外国との姉妹都市・提携都市の市長村は、積極的に当該都市の住民を受け入れることにより充実した交流を行うことができる。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、永住権取得の要件を御提案のとおり緩和することとした場合、日本における渡航実績及び滞在期間の長さをもって永住が認められることとなり、他の在留資格を取得することが困難な外国人が不法な目的で当該在留資格を取得するおそれがある。このような治安に与える様々な影響について十分に考慮する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。									1 0 5 5 0 6 0	(株)リノナシャドーキャピタル	警察庁法務省
0120250	外国人の起業規制緩和特区			特区において、入国管理法上の「投資・経営」の資格基準の要件を緩和し、外国人の起業を促し、活性化を図る。 [資格基準の要件緩和] 2人以上の常勤職員の雇用人数規制をなくす 個人での事業立ち上げも可能とする 年間投資額500万円以上 投資額下限の引下げ(100万円)	提案理由)外国のノウハウやビジネスアイデアを導入することで日本全体の活性化を図る。 内容)「投資・経営」資格基準の要件緩和を実施することで、個人での起業も可能な外国人起業特区をつくる。 効果)日本経済の活性化。長期的には、外国人の来日や観光客の増加にも繋がる。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、「投資・経営」の在留資格の要件を御提案のとおり緩和することとした場合、投資又は経営の実体のない者が在留資格の取得を事実上認めることとなり、当該制度を悪用した不法就労を促すおそれがある。このような治安に与える様々な影響について十分に考慮する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。								1 0 5 5 1 3 0	(株)リノナシャドーキャピタル	警察庁法務省厚生労働省	
0120260	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人への長期在留資格の付与				政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、世界的な外資系企業が本社を設け、また、外国人による起業も多い。これらが、地域経済を支える大きな柱となっており、経済活動を円滑にする措置が必要である。事業に直接投資し経営する外国人やグローバル企業の経営者・社員といたる、兵庫・神戸の経済活動向上において必要不可欠な人材が、親の国で働く機会を失うことのないよう、親の国を求めるとともに、			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、親子関係の偽装等を防止するための措置がとられない限り、当該制度を悪用した不法入国を促すおそれがある。このような治安に与える様々な影響について十分に考慮する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。	ひょうご・神戸は、世界的な外資系企業の本社及び外国人起業家が、地域経済の大きな柱として、重要な役割を有している。本提案は、地域にとって、「特定研究活動等の対象となる外国人研究者」と同時に重要な外国人が、活躍することになる入国であり、その間接的な影響について特別措置を求めるものである。特定研究活動等の対象となる外国人研究者の親の国が活動する在留資格「特定活動」に付与されていることを踏まえた場合、本提案の特区としての対応の余地を認めないことの問題が明確ではなく、その理由をお聞きしたい。							1 1 6 0 2 0	兵庫県、神戸市	警察庁法務省
0120270	「投資・経営」の事業所の確保(存在)の認定の緩和				政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、留学生などを中心に、外国人による起業も多く、これらが、地域経済を支える大きな柱となっている。外国人が起業する場合、資力が十分でなく、また一人で会社を立ち上げることが多いが、その場合、「住居」を「事業所」として起業したいというニーズが多く、外国人の起業を促進し、地域経済を支えるため、「住居」を「事業所」として申請する場合の要件の緩和を認めるものである。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、本件要請の御趣旨については、現行の制度で対応可能であると考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。	ひょうご・神戸は、開港以来、外国人起業家が地域経済の大きな柱として、重要な役割を有している。本提案は、地域にとって、「特定研究活動等の対象となる外国人研究者」と同時に重要な外国人が、活躍することになる入国であり、その間接的な影響について特別措置を求めるものである。特定研究活動等の対象となる外国人研究者の親の国が活動する在留資格「特定活動」に付与されていることを踏まえた場合、本提案の特区としての対応の余地を認めないことの問題が明確ではなく、その理由をお聞きしたい。							1 1 6 0 6 0	兵庫県、神戸市	警察庁法務省厚生労働省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	制度の所管・関係府庁	
0120280	外国企業による新規事業拠点創設時に必要な外国人材向け在留資格認定手続き簡素化			【内容】 期間更新により「短期滞在」を最大180日間付与することにより運用されている現行制度に照して、事業拠点設置準備段階からさきわしい在留資格の創設、もしくは、事業拠点設置準備段階から「投資・経営」、「企業内転勤」等の在留資格の付与	【実施内容】 外国企業が新規の事業拠点を創設する段階において、拠点立上げ業務を担当する外国人材が日本で活動する際に利便性の高い在留資格制度を創出する。 【提案理由・目的・効果】 【提案理由・目的・効果】 「短期滞在」を最大180日間までしか期間が認められていないことから、日本法人及び日本支店設置業務に必要な行為（銀行口座の開設、オフィスや住宅の賃借契約など）が在留資格「短期滞在」に認められないという理由で行い、よって、拠点設置に限定した在留資格を創設するか、「投資・経営」などの既存の在留資格の付与要件を緩和することにより、日本国内における拠点設置の準備を進める外国人材に対する社会的な信用度も高く評価されると考えられ、対日投資の増加を促れるからである。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、本件要望の御趣意については、現行の制度で対応可能であると考える。								福岡・アジア グレートウェイ構想	福岡市	警察庁 法務省 厚生労働省	
0120290	IT技術者など高度外国人材活用のための就労準備研修ができる在留資格の創設又は要件緩和			【内容】 人材派遣・人材紹介・人材開発等の事業者が実施する日本社会・日本企業適応化のための半年程度の研修を受講する場合の在留資格「特定（就労準備）研修」の創設 専修学校専門課程の修業年限規制（現行1年以上）を緩和し、就業準備に限定した修業年限1年未満の教育課程を認め、同課程に留学できるようにする。	【実施内容】 日本滞在経験が無い高度外国人材が日本企業で円滑に就労できるよう、生活体験をしながら、半年程度、日本社会に習熟し、日本企業に適合させる就労準備研修を行う。 【提案理由・目的・効果等】 人材派遣会社等は、顧客企業の需要に応じ、本国で研修した外国人技術者の派遣事業等を実施しているが、就業前の日本社会習熟期間に対応する在留資格が無い。結果「昨日まで本国、明日から日本の職場」となり、トラブルや離職の原因となっている。就労準備研修による円滑活用、定着性向上は、人材確保の日本企業、キャリアパスを図る本人の双方にとって有益であり、当該研修のための在留資格の創設が必要である。 参考とすべきものに、専修学校や大学が、文科省と経産省からの受託事業として行う「留学生対象職業実習事業」があり、外国人技術者向けの研修においてもこうした経験を活かし、高等教育機関による実施も想定される。しかし最も修業年限が短い専修学校専門課程で現行で1年以上という修業年限規定があり、これを研修内容に用いた形で1年未満の修業年限も可能とする必要がある。 ヒヤリングによれば「専修学校」のほか、「人材派遣業」、「人材紹介開発」、「各種学校」の参入も想定され、専修学校が参入する際の「留学」在留資格要件緩和と、その他の事業者が参入する際の「新たな在留資格の創設」の双方から検討しておく必要がある。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、本件要望の御趣意については、現行の制度で対応可能であると考える。								福岡・アジア グレートウェイ構想	福岡市	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省	
0120300	起業準備外国人留学生への在留資格緩和または創設			【内容】 外国人留学生在が卒業後、会社等を設立する場合は、その準備活動を行うための在留資格の変更は認められていない。そのため、外国人留学生在が日本で起業する場合の準備活動に必要な在留資格を創設する。	【実施内容】 外国人留学生在が卒業後、日本の企業に就職する準備活動中に在留資格が付与される場合と同じように、外国人留学生在が卒業後に起業する場合においても、その準備活動中に在留資格を付与することにより、日本で学んだ留学生の日本での事業活動の機会を増やし、高度外国人材の誘致を促進する。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、現在、法務省において、大学等を卒業後の留学生の起業活動について規定するため、連携作成等の所要の措置を行っていることと承知している。								福岡・アジア グレートウェイ構想	福岡市	警察庁 法務省	
0120310	留学生の民間企業によるインターンシップ受入が可能となる在留資格要件の緩和			【内容】 留学生在が働く場合は、資格外活動許可が必要であり、その労働時間は、1週につき28時間以内と制限されている。このため、留学生在が夏休み以外にも当該企業等の就業時間と同じ就業時間でインターンシップによる実習が可能となるよう、インターンシップの場合に限り留学生の労働時間に関する規制を緩和する。	【実施内容】 留学生の在留資格要件の緩和により、留学生の日本企業等での就業機会の拡大及び企業等が優秀な留学生を育成・獲得できる機会を創出する。 【提案理由・目的・効果等】 留学生の企業でのインターンシップ実習が可能となれば、日本での就学機会の拡大につながるため、留学生にとって日本留学が極めて大きな魅力となる。また、企業等においても優秀な留学生の育成・獲得が期待される。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、留学生の労働時間の制限を御提案のとおり緩和することとした場合、本来就労を目的とはしていないはずの留学生であっても事実上就労と同等の労働をすることが可能となり得、就労目的での当該資格の取得を促す恐れがある。このような治安に与える様々な影響について十分に考慮する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。								福岡・アジア グレートウェイ構想	福岡市	警察庁 法務省 厚生労働省	
0120320	「研究交流ビザ（仮称）」の創設			【内容】 各国の教員及び学生等が半年間日本の出入国を繰り返すような「研究交流ビザ（仮称）」・新規在留資格を創設する。	【実施内容】 例えば、半年間の教育・研究等を行うような人材や福岡で開催されるフォーラム等への出席のみに入国する研究者等を福岡に呼び込めるような「研究交流査証」・新規在留資格を創設する。 【提案理由・目的・効果】 海外の教員・学生及び研究者が福岡の大学や会議等において、教育・研究活動及び講演活動を行うことと海外の学生が福岡の大学で半年間（一年間未満）の講演等を受講しようとする場合、既存の「数次査証」及び在留資格「短期滞在」を取得して受講することが考えられるが、「数次査証」は、対象者の要件が厳しく、学生は要件に該当しない。また、在留資格「短期滞在」は、一度延長しても180日間までしか認められなく、また、更新されるかどうかかわからない。以上の点から、半年間という期間を対象にした査証・在留資格の創設が必要である。また、この査証に照しては、福岡でのフォーラム等への出席のみを目的に入国する場合は必要書類が簡素化できるものとする。この査証の創設により、福岡においてアジア諸国の情報・人材・技術等のネットワークの構築が進み、アジア諸国との協力・連携を促進することができると考える。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、本件要望の御趣意については、現行の制度で対応可能であると考える。									福岡・アジア グレートウェイ構想	福岡市	警察庁 法務省 外務省